

## さいたま市出張理・美容に関する届出及び衛生管理に関する要領

### (目的)

第1 この要領は、さいたま市理容師法施行条例（平成24年条例第80号）又はさいたま市美容師法施行条例（平成24年条例第81号。以下、さいたま市理容師法施行条例と併せて「条例」という。）の規定に基づく出張理容又は出張美容（以下「出張理・美容」という。）について、さいたま市理容師法施行細則（平成14年規則第76号）又はさいたま市美容師法施行細則（平成14年規則第77号。以下、さいたま市理容師法施行細則と併せて「細則」という。）に定めるもののほか、届出の詳細を定め、衛生的管理の措置を明確にすることにより、出張理・美容に係る衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。

### (出張理・美容を行うことができる者)

第2 出張理・美容を行うことができる者は、理容所又は美容所（以下「理・美容所」という。）を開設している理容師又は美容師（以下「理・美容師」という。）又は理・美容所の従業者として届出があり、洗浄・消毒設備を利用できる理・美容師であることを原則とする。

これによらない場合は、出張理・美容に必要な布片類、器具類を備え、その洗浄・消毒を行うための専用の設備を有する理・美容師とする。

### (届出者)

第3 出張理・美容の届出は次の者が行うこととする。

- (1) 理・美容所の開設者又は従業している理・美容師の場合 当該理・美容所の開設者
- (2) (1) 以外の場合 出張理・美容を行う理・美容師

### (届出)

第4 出張理・美容を行う者は、保健所長に条例、細則及び次の各号に定めるところにより届け出ること。このとき、保健所長は届出者の控えとして届出書類の写しを作成し、受付印を押印の上、届出者に交付するものとする。

#### (1) 出張理・美容の届出

新たに出張理・美容を行う場合は、業務を開始する14日前までに、細則に定める出張理容届又は出張美容届並びに細則で定める書類のほか、出張業務衛生管理等の概要（別紙1）を添えて届け出ること。

#### (2) 変更の届出

届出事項を変更した場合は、変更後30日以内に細則に定める出張理容届出事項変更（廃業）届又は出張美容届出事項変更（廃業）届並びに細則で定める書類のほか、次に掲げる書類を添えて届け出ること。

なお、理・美容所の承継により届出者に変更があった場合には、承継後30日以内に出張理容届出事項変更（廃業）届又は出張美容届出事項変更（廃業）届に次に掲げる書類のうちアを添えて届け出ること。

ア 出張業務衛生管理等の概要として届け出た内容に変更があった場合 出張業務衛生管理等の概要（別紙1）

イ 理・美容所で従業していない理・美容師が、洗浄、消毒等を行う専用設備を変更した場合 当該設備の概要が分かる写真

### (3) 廃業の届出

出張理・美容を廃業した場合は、廃業後30日以内に細則に定める出張理容届出事項変更（廃業）届又は出張美容届出事項変更（廃業）届により届け出ること。

#### (記録等の作成及び保管)

第5 届出者は、次の各号に定める記録等を作成又は備え、第3(1)の届出者はその理・美容所に、第3(2)の届出者は出張理・美容に関する事務を行う場所に3年間保管すること。

(1) 出張理・美容を行った出張先を記録した実施報告兼確認書(様式1)

(2) 出張業務を行う者が結核及び感染性の皮膚疾患の有無が含まれる診断を受けた場合は、その診断書等(健康診断結果を含む。)

#### (報告等)

第6 届出者は、当該年度中に実施した出張理・美容の実績について、出張理・美容実績報告書(様式2)に実施報告兼確認書の写しを添えて、翌年度の5月31日までに保健所長に提出すること。

#### (衛生措置に関する事項)

第7 出張理・美容を行う際の衛生措置は、条例に定める事項のほか、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」(平成19年健発第1004002号厚生労働省健康局長通知)により適切に実施すること。

2 出張業務を行う者は、定期的に結核及び感染性の皮膚疾患の有無についての診断を受ける等、常に自身の健康管理に注意し、結核、感染性の皮膚疾患その他の感染症に罹患した時は作業に従事しないこと。

#### (届出の失効)

第8 次の各号のいずれかに該当する場合であって、保健所長が電話、郵便、現地確認等を実施した結果、業務の実態が確認できないと判断した場合、出張理容届又は出張美容届は、その効力を失ったものとみなす。

(1) 理・美容師が従業する理・美容所が廃止された後、3年以上経過しているにもかかわらず、出張理容届出事項変更(廃業)届又は出張美容届出事項変更(廃業)届が提出されていない場合

(2) 理・美容所で従業していない理・美容師が、第6の規定による出張理・美容実績報告書の提出を3年以上行っていない場合

#### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の改正前に既に平成25年4月1日からの出張理・美容の届出を行ったものについては、改正後要領による届出を行ったものとみなす。

#### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

## 出張業務衛生管理等の概要

出張業務者氏名 \_\_\_\_\_

皮膚に接する器具及び布片の消毒を行う場所 ※1	
使用器具及び布片の種類、数	使用器具 使用布片
皮膚に接する器具の消毒方法※2（薬剤を使用する場合はその名称）	1. カミソリ(専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く。)及びカミソリ以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるもの
	2. 1以外のはさみ、くし、クリッパーその他の皮膚に直に接触して用いられるもの
皮膚に接する布片の消毒方法	
消毒済みの器具及び布片の保管、携行方法	
使用済みの器具及び布片の保管、取扱方法	
その他携行品	
出張先作業場での安全管理と衛生確保の方法及び清掃方法 (毛髪及び汚物等の処理方法含む)	

※1 理・美容所で従業している理・美容師の場合は、店舗名称及び所在地を記入すること。

※2 個人で出張業務を行う場合は、洗浄・消毒を行うための専用の設備の写真を添付すること。

実施報告兼確認書

年 月分

出張業務者氏名

出張業務届出者氏名

出張先名称	出張先所在地	実施日	実施延べ人数

		実施
1	不特定多数が利用する施設等で業務を実施する場合は、作業場所は他の場所から区分された専用区域で実施した。	<input type="checkbox"/>
2	業務を行う理・美容師について、作業前に感染症及び感染性の皮膚疾患の有無について、確認した。	<input type="checkbox"/>
3	作業場の床及び壁は不浸透性又はシート等によりこれに代えた。	<input type="checkbox"/>
4	採光及び換気を十分に確保した。	<input type="checkbox"/>
5	客ごとに消毒済みのはさみ等を使用した。	<input type="checkbox"/>
6	作業前・作業後には手指の洗浄、必要に応じて消毒を行った。(複数客の場合は客一人ごと)	<input type="checkbox"/>
7	使用済みのはさみ等を消毒済みのものと区別して保管及び携行した。	<input type="checkbox"/>
8	皮膚に接する布片類は、消毒済みのものを使用し、客1人毎に取り替えた。	<input type="checkbox"/>
9	客用被布は、清潔なものを使用した。	<input type="checkbox"/>
10	作業に伴って生じた毛髪等の廃棄物は、客1人毎に清掃し、蓋付専用容器や丈夫な袋等に入れ、適正に処理した。	<input type="checkbox"/>
11	作業終了後は、作業場内の清掃を十分に行った。	<input type="checkbox"/>
特記事項		

(本紙は3年間保管すること)

(宛先) さいたま市保健所長

出張理・美容実績報告書

報告者 住所  
氏名  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名〕  
電話番号

さいたま市出張理・美容に関する届出及び衛生管理に関する要領第 6 に基づく実施報告につ  
きましては、下記のとおりです。

記

- 1 年度・実施回数 : \_\_\_\_\_ 年度 \_\_\_\_\_ 回<sup>※1</sup>
- 2 出張理・美容従事中の結核又は感染性の皮膚疾患の罹患の有無：  
無 ・ 有<sup>※2</sup> (いずれかに○)

※1 実施報告兼確認書（さいたま市出張理・美容に関する届出及び衛生管理に関する要  
領第 5 様式 1）の写しを添付すること

※2 有の場合、詳細を別途報告のこと